

(4) 下水道未普及解消重点支援制度の創設

1. 背景・目的

下水道による処理人口普及率は、全国では約72%に達しているが、未だに地方都市の郊外部、あるいは中小市町村では多くの未普及地域を抱えている。また、近年、人口減少、高齢化の本格化等社会情勢が大きく変化している。

以上を踏まえ、社会情勢の変化を前提に、下水道計画の見直しを行うとともに、地域活性化等の観点から、今後、概ね10年以内に人口の集中している地区を対象に未普及の解消を図り、下水道の普及率の地域間格差の是正を推進する。

2. 概要

下水道整備に積極的に取り組んでいるが、未だ普及の遅れている市町村が、社会情勢の変化を踏まえ下水道計画を見直した上で、人口の集中している地区（費用効果分析結果が1.5以上の地区に限る。）について、未普及解消を図るべく計画期間10年以内の整備及び接続の促進に係る「下水道未普及解消重点整備計画」を策定し、同計画に位置付けられた汚水に係る管きよの補助対象範囲の拡充を図る。なお、各市町村において、毎年度、目標の達成状況を検証し、目標と乖離している場合は本制度対象から除外する。

